

令和 3 年 第 1 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和3年1月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

令和3年1月25日（月） 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員（19名）

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員（6名）

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(0名)

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

議案第5号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）

○ 事務局職員出席者

事務局長	竹村 正宣
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟
主 査	井上 幸代

○ 閉会

午後 3 時 4 5 分

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 11 番 (代田)

議事録署名人 12 番 (宮下)

午後3時00分 開会

局長

(竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和3年第1回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに氣賀澤会長、挨拶をお願いします。

会長

(氣賀澤 道雄君)

皆さま、こんにちは。(一同「こんにちは」)

遅ればせではありますが、新年、明けましておめでとうございます。本年もよろしく願ひいたします。

昨年を振り返りますと、やはりコロナで始まってコロナで終わった一年でありましたけれども、また今年も年始早々コロナのことが話題に出ております。これからワクチン等も出て、いろいろ変わってくると思っておりますけれども、今年一年、どうコロナと我々人間が付き合っていくかということがだんだん変わっていく年かなあというふうに考えております。それにつれて、また農業のほうも、去年からも変わっておりますけれども、また違った形で、今までと違った動きになるかもしれません。また、それにつれて農業委員会のほうもそれに順応した形で変わっていくかもしれませんけれども、よろしく願ひいたします。それにつれて、早速ですけれども、また作付等の計画が始まりますので、そちらのほうにつきましても御協力のほうをお願いします。

また一年、よろしく願ひいたします。

局長

(竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を5番 堺澤務委員、お願いします。

5番

(堺澤 務君)

では、農業委員会憲章朗読に前に一言っていうことですので、しゃべらせていただきたいと思ひます。

私は、それこそ高校卒業して昭和伊南総合病院に入りまして、41年間病院一筋でやってきましたけれども、58歳のときに父親が亡くなりまして、自宅が園芸農家っていうやつで花卉栽培をやっておりました。1年は勤めながらやったんですけども、とてもそれではやっていけないっていうことで、1年早く早期退職しまして、自分の花卉栽培をし、あと農家組合法人のほうのオペレーターをやりながら生活している中で、前会長の堺澤豊さんのほうから次はぜひ農業委員をやってくれということで願ひされて、受けて今に至っております。ちょうど今、コロナで大騒ぎしておりますけれども、私が勤めている頃は、ちょ

うどSARSが中国で発生して、病院も準備のために、サージカルマスクだ、防護服だ、あるいは無菌室を造るための設備だ、何だっていう形で、かなりの金額を投資しまして、準備して保存してあったんですけども、おとし、そのサージカルマスク、フェースガード、ガウンの安全期限が切れまして、ちょうど廃棄した、その後すぐコロナがはやったっていう形で、せっかくあった物が全てなくなっちゃった後にはやったっていうことで、かなり病院のほうも集めるのに苦労したようです。妹が病院に勤めている関係で、そこら辺の話を聞いていますと、やはりかなり苦労したと、マスクが看護師でさえ手に入らないで、自分で手作りして、それを職場に配って、それで対応してきたと、やっとサージカルマスクが幾らか入るようになってきて、仕事ができるようになって、秋過ぎになりますと、やっぱり皆さん慣れてきたせいか、ドックのほうの患者さんも大幅に増えてきて、妹は内視鏡においてカメラやなんかをやっているんですけども、それも1日50人60人となってきたと、ようやく落ち着いてきたねと言った矢先に第3波という形になりまして、今、また20人30人だそうです。大変厳しい中ですけども何とかやっていきたいと、病院の移転、新築の計画のほうも遅れているようですので、そちらのほうがどうなっていくかなと、元職員として気になっているところであります。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章を朗読したいと思います。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）

これより令和3年1月4日付、告示第1号をもって招集した令和3年第1回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において11番代田和美委員、12番 宮下修委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 （出口 大悟君）

それでは、議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提

案とさせていただきます。

計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更一1で示した場所になります。

市場割区、XXXXXXXXXXの北西1筆307㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、当地は、8月の総会において図面の計画変更一2と示した場所も含めた一体的な住宅敷地として許可相当の御判断をいただいた場所になります。その後、権利内容について若干計画の変更が生じ、これまでの計画では全体を所有権移転する計画でしたが、承継計画では住宅部分のみを所有権移転とし、通路分については地役権の設定に権利の内容を変更する計画であります。この1件目の変更手続は、敷地全体が所有権移転であった計画を住宅部分のみの所有権移転に変更する申請であります。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

計画変更一2で示した場所になります。

場所は1件目の変更申請と同じ場所であり、こちらの申請は通路部分の変更申請となります。

市場割区、XXXXXXXXXXの北西1筆147㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、1件目の申請と同様で、敷地全体を所有権移転する計画でしたが、承継計画では住宅部分のみを所有権移転とし、通路部分については地役権の設定に権利の内容を変更する計画であります。この2件目の変更手続は、敷地全体が所有権移転の計画を、通路部分については地役権の設定に変更する申請であります。

同日、通路部分については5条申請がございましたので、後ほど御説明させていただきます。

以上、計2件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明に入ります。

私の担当ですので、私のほうから説明させていただきます。

今、事務局のほうから説明がありましたように、8月のときの審議では、今説明のあった地図の鍵の手になっている部分の全ての所有権を移転して建物

を建てる、住宅敷地にするという形で進めてまいりましたけれども、譲渡者自身は、ここにあります通路部分については地役権のみを移転して所有権を移転するつもりはなかったんです。ここを分筆していないということもありまして、その時点では全ての土地を所有権移転するという形で進めましたけれども、手続を進めていくうちに、それではまずいということになりまして、今回、所有権を移転する部分と地役権を設定する部分に分けて、再度、御審議の上、承認していただきたいということで申し出がありました。

使用目的等につきましては、住宅敷地の部分につきましては住宅を建て、それに伴う地役権を得るということで、全体の当初の計画には問題がありませんので、問題なしということで意見書にはしたためてあります。

以上です。

これより質疑、意見に入ります。

質問、意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第1号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは、議案書3ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては4ページの左側を御覧ください。

3—1で表示した場所になります。

北割1区、XXXXXXXXXXの北西4筆、計4,231㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は、以前より当地を耕作しており、今後も引き

続き耕作するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては4ページ右側を御覧ください。

3—2で表示した場所になります。

上赤須区、[REDACTED]の北東1筆1,970㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は農業規模を縮小したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては5ページの左側を御覧ください。

3—3で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の南2筆、計1,087㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上3件について御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、地元委員の補足説明をお願いいたします。

17番 (中嶋 隆君)

1番ですけど、1月7日に現地確認を行いまして、備考のところにありますように、譲受人はこの土地をずっと前から耕作しているということで、問題ないというふうに考えます。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

2番目の件ですけれども、これは、ここにありますように、譲渡人の[REDACTED]さんは[REDACTED]市に住んでおりまして、ほとんど耕作ができないということで、この土地に近い[REDACTED]さんに贈与するということになっております。[REDACTED]さんは以前から農業であり、問題ないと判断しております。

20番 (菅沼 佳彦君)

3番ですけれども、[]さんは、自宅が[]にあります。本件の農地は[]の南になります。天竜の東ですけれども、地籍的には下平地籍になっています。以前から[]に賃貸で耕作を依頼してきましたけれども、自宅から遠いこともあって、毎年の共同作業への参加等々、維持が難しくなってきたということと、[]さんと[]さんは親戚関係にありまして、以前からこの土地について譲渡の相談をしていたということがありまして、今回の売買になりました。

ただ、現地を確認しますと、契約はありませんけれども、まだ[]のほうで耕作を引き続き依頼されているということがありまして、現在もタマネギが植付けられています。ということで、売買については9月頃の予定ということですが、現在も耕作されていることから、3者で十分協議され、了承の上で手続を進めていただきたいということを付け加えておきました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では、議案第2号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは、議案書6ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計8件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては8ページの左側を御覧ください。

5—1で表示した場所になります。

中割区、[]の北1筆2,250㎡になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅。

理由でございますが、譲受人は造成工事後に住宅を建築して販売するため当地を取得したい、譲渡人は高齢であり後継者もいないことから営農規模を縮小したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和2年12月10日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■、■■■■ありということでございます。

続きまして2番となりますが、場所につきましては8ページ右側を御覧ください。

5—2 で表示した場所になります。

中割区、■■■■の北1筆 265 m²になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地への進入路。

図面でお示した申請地の東側が住宅の建築予定地になります。

理由でございますが、借受人は隣接地に住宅を建築予定であり、住宅への進入路として当地を使用したい、貸付人は子である申請者の事情を考慮し借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和2年12月10日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして3番となりますが、場所につきましては9ページ左側を御覧ください。

5—3 で表示した場所になります。

福岡区、■■■■の東1筆 136 m²になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

図面の斜線部分が太陽光発電施設の全体の計画地になり、塗り潰した部分が今回の申請地です。このような形で一部農地が残ってしまっていた場所になります。

理由でございますが、借受人は環境負荷低減に寄与することを目的とし太陽光発電施設を設置するため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。

て、農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■、■■■■ありということでございます。

続きまして4番となりますが、場所につきましては9ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

市場割区、■■■■の東1筆147㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地への進入路。

計画変更申請で御説明させていただいた申請になります。

斜線部分が建物の建築予定地となります。

理由でございますが、借受人は借家住まいであり、住宅の建築を計画したが、住宅への進入路として当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和2年8月5日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして5番となりますが、場所につきましては10ページ左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

町2区、■■■■の東2筆、計458㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり、住宅の建築を計画したため当地を取得したい、譲渡人は高齢のため農業規模の縮小を検討し、譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和2年12月10日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■、■■■■ありということでございます。

続きまして6番となりますが、場所につきましては10ページ右側を御覧ください。

5-6で表示した場所になります。

上穂町区、■■■■の南東1筆183㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、店舗用地。

理由でございますが、借受人は事業拡大に伴い調剤薬局を建築するため当地を使用したい、貸付人は申請地の管理が現状できていないことから借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第2種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

そうしましたら7ページを御覧ください。

続きまして7番となりますが、場所につきましては11ページの左側を御覧ください。

5—7で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの東1筆2,149㎡のうち627.9㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地への進入路。

理由でございますが、譲受人は、住宅への進入路を設けるため、また進入路から一段低い隣接農地へのブロック塀崩落を防止する工事を行うため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和2年12月10日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして8番となりますが、場所につきましては11ページの右側を御覧ください。

5—8で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの西2筆、計708㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、工事仮設置場。2か月間の一時転用となります。

理由でございますが、借受人は南信変電所調整池の土砂搬出に伴う仮設資材及び土砂置場として当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域内となっておりますが、一時的に転用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになってございます。

以上8件につきまして御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、地元委員の補足説明をお願いいたします。

25番 (米山 茂寿君)

1番のほうですが、XXXXXXさんのところで分譲住宅を建てるということで、そ

の中の1軒が■■■■さんの娘さんだということです。あと5軒建たるわけですが、その資金に充てたいということでもあります。

特に問題等ないと思います。

2番目ですが、■■■■さんの娘さんが住宅を建てるということで、その通路になります。

それで、除外区域が通路の右側にあるわけですが、こちらのほうは、今後、■■■■の集会所の駐車場となる予定です。

特に問題等はないと思います。

以上です。

9 番 (西村 功君)

5—3ですが、図面を見ていただければと思います。

表記してあるところの右側が山林ですが、いわゆる■■■■というところになります。

それから、太陽光を予定される場所については、大きく道から北側と南側ということになりまして、いずれにしても、■■■■さんの南側については以前■■■■であったところ、こちらは福岡で1つの自治組合を形成するまでの戸数がありまして、住宅があったところです。それから、北側については薬草畑等に活用されておって、長い間、未利用の状況です。

■■■■のほうで事業展開をいろいろ市も含めて考えてきた経過があるようですけども、最終的には、今回提案がありましたいわゆる太陽光発電所にしたいということです。

それで、その中に黒く塗ってあるところに農地が1筆あるという状況で、農地転用の申請が必要になったということの経過でございます。

いずれにしても、太陽光発電の手続については、地元への説明、それから水利関係者への説明しておりまして、理解を得て、特に問題がないという状況であります。

それから、事務局への報告時点においては、まだ同意書が締結されておられませんので、一応そういう取組を進めていただくようお願いをしまして、オーケーの意見書を提出しております。

それから、ちょっと事務局に質問なんですけど、資料、議案のところの契約内容が賃借になっているんですけど、ここの価格については、いわゆる賃借料というのは記載されていないんですけども、どうなっているか。

以上です。

よろしくをお願いします。

主 査 (出口 大悟君)

賃借料なんですけど、事業計画者のほうに確認中でして、今日までに具体的な

金額の回答が得られませんでしたので、また引き続き事業計画者のほうに確認をしたいと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

4 番につきましては、第 1 号議案で御説明しましたので、問題ないということとであります。

1 1 番 (代田 和美君)

5 番ですが、先日、掘委員さんと現地確認したんですけど、この地図の横に「転用済」と書いてあるところには、もう既にうちが 5 軒ほど建たっていて、こここのところは全部もう住宅地と化していて、奥にも [REDACTED] もできたりして、特別問題ないと思います。

1 5 番 (倉田 益式君)

6 番を御説明いたします。

場所は、[REDACTED] というところと、それから旧国道沿いにある [REDACTED]、ちょうどその間にある土地です。

畑地なんですけれども、それを転用して店舗用地ということで申請されております。

賃貸契約でのお話なんですけれども、10 ページの 5—6 を見ていただきますと、非常に細長い土地のところなんですけど、左側に [REDACTED] があります。この [REDACTED] の薬局ということで計画されているものです。

周囲は住宅地の中でありますので、近隣との問題がないかどうかということについて中嶋委員と一緒に確認を行いました。もう既に宅地化されているところですので、この建物を建てても特に問題はないということで確認をしております。

1 点、ここあたりは、もう明治、大正頃からの昔からの土地で、非常に筆数がいっぱいあって、建物が隣の建物に干渉するような建て方があるようなところなんです、その辺につきましては、[REDACTED] のほうに、ちょっと境界線をはっきりして、これを営むに当たって問題のないようにしてほしいということをお願いしておきました。

以上、特に問題ないというふうに判断いたします。

以上です。

2 0 番 (菅沼 佳彦君)

7 番です。11 ページの地図の 5—7 ですけども、この地図でいきますと左側が 2.5m くらい低いところにありまして、ここにコンクリートの擁壁があります。現在、このコンクリートの擁壁に亀裂が入りかけていて倒壊しそうなので、それを撤去して、のり面で復旧して新しい道路を造るということとあります。

贈与については、奥さんから旦那さんへの贈与になります。地図には「 」って書いてあるんですけど、それが奥さんの旧姓になります。

今度の新しい道路については浸透性の舗装、それから、工事は今年の耕作が終了した後ということで、近隣農地に対しての影響もないということで、問題はないと思います。

以上です。

6 番 (田村 晴男君)

8 番です。11 ページの地図にありますように非常に小さな洞で、小さい田んぼが5枚ほどあるんですが、耕作者は本人を含めてもう一名おられるだけです。

これは の変電所の調整池ということで、ちょっと洞で水が出るということで、その調整池になっておりまして、取付道路もしっかりつけてあります。これは、もともと、こういったことがこれから何回も出てくるというような形で、来年の話ができておりまして、その貸付者も近隣の隣接農地の方も了解をされております。

非常に短期間、2 か月ということで、3 月 19 日には原状復帰して戻すという形でございまして、問題ないということでございます。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 3 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 4 号 農地利用集積計画の策定について（貸借）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (井上 幸代君)

議案書の 12 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日ですが、令和 3 年 1 月 31 日でございます。

期間終期の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 1 万 409 m²、

畑が 4,075 m²、合計で 1 万 4,484 m²でございます。

貸手が 7、借手が 6 です。

2 番 3 番の表についてはお目通しいただき、13 ページから 15 ページに個別の詳細が載っておりますので、御確認をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

自分の担当地区をちょっと見ていただいて、確認をお願いいたします。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 4 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 4 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 5 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (井上 幸代君)

それでは、議案書の 16 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

中間管理事業は満の年数で計上しますので、今月から期間終期が 5 年で令和 8 年、10 年で令和 13 年になります。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和 3 年 1 月 31 日でございます。

期間の終期でございますが、5 年が田 6 万 5,973 m²、畑が 1,335 m²、10 年が田 14 万 2,393 m²、畑 1,768 m²、合計で 21 万 1,469 m²でございます。

貸手が 60、借手は農業開発公社のため 1 になります。

17 ページからが利用権設定する各筆の明細となっております。60 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 129 筆を貸し付けるということになっております。

権利の種類については、それぞれ御覧ください。

以上につきまして審議をお願いしまして、審議、決議の対象ではございませ

んが、長野県農業開発公社が権利設定後、28 ページからあります利用配分計画にある担い手に記載の内容で貸付予定でございますので、御確認をお願いします。

以上でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では、説明のありました各筆の明細がありますので、担当地区のところを少し見ていただいてから質疑に入りたいと思いますので、お願いします。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 5 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 3 年第 1 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 3 時 4 5 分 閉会